

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問４（個）第６号）

第１ 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、開示とした決定及び一部を開示しないとした決定は、妥当である。

第２ 審査請求に至る経過

１ 開示の請求

審査請求人は、令和４年３月24日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第１項の規定により、実施機関に対し、次の保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

（請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の件名又は保有個人情報の内容）

令和３年12月15日付け広公委第2282号及び同日付け広公委第2287号の裁決書に係る審査請求に関し、審査庁（広島県公安委員会）が審査請求の受理から裁決に至るまでに作成又は取得した文書すべて

２ 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第12条第２項の規定により、令和４年３月29日付けで決定期間の延長を行い、その後、警務部監察官室が保有する別表１及び別表２に記載の文書を本件請求に係る対象文書として特定の上、別表１に掲げる文書（以下「本件対象文書１」という。）については、自己情報開示決定（以下「本件処分１」という。）を行い、別表２に掲げる文書（以下「本件対象文書２」といい、本件対象文書１及び本件対象文書２を「本件対象文書」と総称する。）については、条例第14条第３号及び同条第７号に該当する情報が記載されていることを理由に、自己情報部分開示決定（以下「本件処分２」といい、本件処分１及び本件処分２を「本件処分」と総称する。）を行い、令和４年５月19日付けで審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、令和４年７月５日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）

を行った。

なお、諮問実施機関は、上記審査請求書の記載事項に不備があったため、同月11日付けで審査請求人に対し補正を命令し、同月29日、同人から提出された同月27日付けの補正書兼審査請求書を受理した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 「自己情報開示決定」及び「自己情報部分開示決定」において、いずれも不当・不正・不法であり無効であるとする審査請求とする。
- (2) 「決定」にあつては、いずれも行政保有個人情報開示請求に対応できた道路交通法違反とする情報開示ではなく、不公平・不可解・不合理・不法理であるとする審査請求をする。
- (3) これらの決定・資料等をみる限りにおいて、審査請求人の情報開示請求にそえる内部形成過程等を示す資料等ではなく、法の下での平等から逸脱し、知る権利・アクセス権・取得権を侵害し違憲性・違反性・違法性をはらむとする解釈・判断に及ぶ審査請求とする。
- (4) 公開・開示にあつて、処分庁の都合に合わせた記録等の重複物が多々あり、文書整理のない手続的問題があるとする行政手続法・条例に違反するとする審査請求とする。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書、補正書及び反論書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求書及び補正書における主張

ア 審査請求人は、憲法の規定に基づき知る権利の保障を求め、地方自治法により住民の福祉の向上に資するとする本旨にそうように、広島県の情報公開条例と個人情報保護条例にそつて情報公開請求及び個人情報請求をしてきた。

それらに対して「令和4年」(2022年)5月19日付け・広監第71号において「自己情報開示決定書」と同日付け・広監第72号において「自己情報部分開示決定書」の送付があり、処分を受けた。

それぞれの公開・開示資料としての手続等に要した詳細な記録等があるものの、審査請求人の請求内容とする請求事項にそう公開・開示では

なく理解と納得ができないので、ここに「行政保有個人情報開示請求」とする。

それは別紙とする2022年2月3日付け・《【個人情報開示請求】・【情報公開請求】》とする内容・各事項に係り、関係者の皆さんが裁決及び処分をもって対応してきた経緯・意思形成過程・法的根拠・合理的理由・参考資料そして結論等の分かる請求項目に応じたの審査請求とすることとする。この請求事項に関しては返却された経緯もあり審査・検証・精査を為されていない。

イ 「乗車積載方法違反・運転者の視野を妨害する積載」・道路交通法違反を前提とした一連の情報と態様、要は通報内容・取締り人数・事情聴取内容・取調べ方法そして決定過程・違反理由・法的根拠等にあつて、何れも不適正で不明瞭かつ一方的で強権的であり、理解と納得できる管内における意思形成過程等のないバラバラの情報である。

ウ 当初の段階において、2019年8月3日付けの《公開質問状》と2019年9月10日付けの《不服申立》に対する対応・回答もなく、憲法規定にある憲法尊重擁護義務を果たすことなく知る権利の保障と情報へのアクセス権及び取得権などの権利を侵害し、戦前・戦中における官憲制度の危険性を帯びる対応・情報隠蔽の因習を踏襲しているとみる。

エ 上記の対応・回答を得ることができないので、2020年1月6日付けで《情報公開請求・個人情報開示請求》としたが、なぜ6,000円の「交通反則告知」なのか、どのような法的根拠並びに規定・基準・規程等によるのか、などを明らかにしない。

一方では安倍政権を護衛するなどの全国警備体制をとる、警察官内での8,000万円紛失問題がある、そして当時の法務大臣・河井克行による高速道60kmスピード違反教唆などと、社会において住民の怒りが心頭に発する事実・事件が重なる中で、それらの情報も隠す、捻じ曲げる、調べようとししない、挙句は審査請求人が証拠・証明をするように促す、情報公開請求の本義を読み取れない、すべてを「作成又は取得していない」とする無責任体質・隠蔽体制には呆れ果てるのである。

オ 2021年12月15日付けの「審理手続終結通知書」とする“裁決”にあつても、前もっての2020年2月19日付けの審査請求に対応したものではなく、例えば「どのような内容の通報であったか」の問いに回答しない。この第一報によって初動に左右されるとする疑念につながる。「積載物

は運転を妨害していない」と反論しても聴き入れず、反則ありきで対応し予断と偏見があるとして不信を抱く。「安倍政権ヨ違憲・イケン」とする政治的積載物だから、物々しい取調べではなかったか」との疑問を抱いても解消できていない。

一般的な交通違反であれば、交通取締り担当官一人で対応するのに、なぜか7人も押しかけてくる、2時間以上も取り囲む、車の中も執拗に搜索する、など不本意・不可解・不法理ではないか。それらに対して回答もなく適切な対応ではないとの不審・疑念・疑惑を抱くのは一般感覚ではないか。増して明確な説明がないから、判断基準も法的根拠もなく説明責任を果たしているとは思えない。まったく理解も納得もできないのは政治的弾圧・全国一斉の安倍政権を護るとする通知があったからではないかとの疑念は募る。当時の安倍首相の右肩には警察庁あがりの内閣官房に位置づいていた人物もいたことが疑念の増幅につながるのである。さらに、「政治的な掲示物」・安倍政権批判の積載物だから問題にしたとしても、「作成又は取得していない」ので証拠も根拠もなく証明せずに道路交通法違反事件として取り上げることは容易いことだろう。

逆に「政治的な掲載物でないから問題にしない」・同じように積載していても商売上の宣伝掲示物なら同法違反など対象としないとするのが慣例なのではないか。事実、運転していて宣伝掲載物など対面で通過する車両などは数えきれない、この宣伝対象物だと通報するはずはないとするのは一般常識であろう。故意に証拠・内部資料もあげずに過失で証明しないことも出来得る立場にある。多いに説明責任を果たす義務があるといえる。

憲法規定に基づく知る権利・情報へのアクセス権、すなわち情報を取得する権利の保障を求めるものである。加えて、2022年1月11日付けで再審査請求としたが「再審査請求をすることができる旨の定める法律がない」とする理由によって無対応・無回答で終わったが、やはりそうであつても説明責任を果たす義務があるのではないか。

その事由において、①裁決庁において、全てを処分庁の弁明を取り入れている不審・疑念・疑惑がある、②第三者機関としての社会的立場がないなどとする項目の情報提供及び説明責任を果たすように求める。③審査請求人が個人情報開示請求と情報公開請求をする場合、公的機関にあつて、どこまで・どのように保護され憲法規定に整合するのか、など

の項目に対する情報提供と説明責任を果たすことを求める。④本来の審査会・裁決庁にあって、憲法規定に合致しているかなど下位法である道路交通法による判断の是非あるいは元法務大臣・河井克行の高速道60kmオーバー運転教唆そして当時の首相・安倍晋三の関与などとの法の下の不平等などの問題の各項目に対する情報提供及び説明責任を果たすことを求める、などとする2022年1月11日付けでの《再審査請求》に係る審査請求事項全てに対して、情報提供及び説明責任を果たすように求めつつ対応・回答できているか否かの審査請求とする。

カ 2022年3月10日付け（県警担当は3月24日付け分としている）の情報公開請求事項・個人情報開示請求事項とした中での2022年2月3日付けの個人情報開示請求・情報公開請求において、（1）2022年1月11日付けの再審査請求に対する受理できない「理由」に関して、（2）2020年2月19日付け情報公開請求・個人情報開示請求に関して、（3）裁決庁の解釈・判断による「棄却決定」の理由に関して、（4）審査請求人の個人情報開示請求への対応に関して、など他の（5）ないし（9）を含めての各請求事項に対する情報提供並びに説明責任を果たすように求めつつ対応・回答できているか否かの審査請求とする。

キ 行政機関個人情報保護法の規定に基づく行政保有個人情報開示の請求に係り補足をする。この法の目的は「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」にある。保有個人情報とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。

それで、当初の2019年8月3日付けの公開質問状と2019年9月10日付けの不服申立、さらに2019年12月24日の〇〇での記録・資料なども含まれるものといえる。そこで本法第2章において、行政機関における個人情報の取扱いについて、個人の権利利益が不当に害されることのないように、各種の規定を設けている。

したがって、審査請求人が情報公開請求・個人情報開示請求としたことは別に、目的にあるように「行政が適正かつ円滑な運営を図っているか」否か、「個人の権利利益を保護しているか」否か、すなわちこれらの個人情報に正当・適正・公正に扱われている状態・状況を知るために、憲法規定に基づく知る権利の保障と行政機関保有個人情報保護法の規

定に基づく個人情報へのアクセス権及び取得権とする権利利益の保護とする保障を求めるのである。

したがって、公開質問あるいは不服申立そして2019年12月24日付けでの〇〇での話合い、さらに2022年1月11日付けの再審査請求などをはじめとして、審査請求人の個人情報として提出した中に抱く全ての不審・疑念・疑惑などへの対応・回答によって説明責任を果たすように求めつつ対応できているか否かの審査請求とするのである。

(2) 反論書における主張

ア 憲法規定とする主権者への知る権利を侵害し、行政不服審査法規定に基づく「苦情・不信・疑念」などを払拭させることもなく、行政手続条例規定にそう手続上のアクセス権を保障することもない、不作為あるいは作為があるなど、民主主義制度を蹂躪し、無回答・無視を決め込む違憲性・違反性・違法性をはらむと解く。

イ 弁明書の「(1)本件処分2に係る不開示情報について」とする個人情報においては、部分開示にすることもできる。それを求めて内部の意思形成過程・結論等の分かる記録・資料を求めて行政保有個人情報開示請求としている。

ウ 弁明書の「(2)審査請求人の主張に対する弁明」に係り「条例に基づき適正に行われている」としているが、情報が有るか無いかの解釈・判断に止まる。法的根拠等に基づく説明責任を果たしていない。

自己情報開示請求の解釈・判断に一部間違いがある。当該行政における審査請求人の自己情報に対応した行政保有の公的文書を求めている。

弁明書で「内部形成過程等を示す資料等」が如何なるものを指すのか判然としない」としているように、行政機関個人情報保護法に基づく行政保有個人情報開示請求としている。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書によると、実施機関が説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 別件審査請求について

本件開示請求は、審査請求人が令和2年2月19日付け審査請求書により行った審査請求（以下「別件審査請求」という。）に対する裁決2件（令和3年12月15日付け広公委第2282号及び同日付け広公委第2287号）に関し、審

査請求の受理から裁決に至るまでに作成又は取得した保有個人情報となるが、当該別件審査請求は、その対象となる処分が、条例に基づく開示請求に対するものと、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく開示請求に対するものであったことから、審理を別に行い、それぞれ裁決をしたものとなる。

2 対象文書の特定

本件開示請求を受け対象文書を探索した結果、対象文書として、別件審査請求に関して警務部監察官室が作成又は取得して保有する文書を特定した。

3 不開示情報の特定

対象文書に記載されている不開示情報として特定した情報は、次のとおり。

- ・警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影
- ・警察電話番号

4 本件処分について

以上のとおり、本件開示請求に対しては、対象文書及びその不開示情報を特定し、対象文書のうち不開示情報を含まないものを本件処分1として、不開示情報を含むものを本件処分2として決定を行い、それぞれ審査請求人へ通知している。

5 本件処分2に係る不開示情報について

(1) 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影

当該情報は、審査請求人以外の者から収集した個人情報であり、審査請求人以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第14条第3号ただし書きに該当せず、これを開示することとなると、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第14条第3号に規定された不開示情報（個人情報）に該当する。

(2) 警察電話番号

警察電話番号は、一般には公表していない当県警察の内線電話番号であり、警察内部における連絡・調整に使用している。

これを公開することとなれば、警察の捜査や事務を妨害しようとする者が電話をかけ続ける等の妨害を行うことや、取締り等に対する抗議や苦情等が集中することになるなど、警察の連絡・調整事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第7号に規定された不開示情報（行政執行情報）に該当する。

6 審査請求人の主張に対する弁明

- (1) 「処分は不当・不正・不法であり無効である。」との主張について
本件処分については、条例に基づき適正に行われている。
- (2) 「処分はいずれも行政保有個人情報開示請求に対応できた道路交通法違反とする情報開示ではなく、不公平・不可解・不合理・不法理である。」との主張について

本件処分は、審査請求人が条例に基づいて行った自己情報開示請求に対する処分であり、審査請求人の当該主張は失当である。

- (3) 「これらの決定・資料等をみる限りにおいて、請求人の情報開示請求にそえる内部形成過程等を示す資料等ではなく、法の下での平等から逸脱し、知る権利・アクセス権・取得権を侵害し、違憲性・違反性・違法性をはらむとする解釈・判断に及ぶ。」との主張について

審査請求人の主張する「内部形成過程等を示す資料等」が如何なるものを指すのか判然としないが、前2のとおり、対象文書については、審査庁（諮問実施機関）が別件審査請求の受理から裁決に至るまでに作成又は取得した文書を全て特定しており、審査請求人の当該主張は失当である。

- (4) その他

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも本件処分の判断を左右するものではない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、令和3年12月15日付け広公委第2282号及び同日付け広公委第2287号の裁決書に係る審査請求に関し、審査庁（諮問実施機関）が審査請求の受理から裁決に至るまでに作成又は取得した文書すべての開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書を特定し、自己情報開示決定及び自己情報部分開示決定を行った。

これに対して、審査請求人は、本件請求に関し、実施機関における解釈や判断に誤りがある旨、また、本件対象文書以外にも対象文書がある旨主張していることから、本件審査請求は、本件対象文書の不開示部分の開示及び本件対象文書以外の文書の特定を求めるものと捉えるのが相当である。

よって、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について

審査請求人は、実施機関が別件審査請求に係る審査請求書を受理した令和2年2月20日から別件審査請求に係る裁決がなされた令和3年12月15日の間（以下「本件対象期間」という。）に、実施機関が作成し、又は取得した審査請求人に係る文書の開示を求めていると捉えることができる。

実施機関は、警務部監察官室が別件審査請求の受理から裁決に至るまでに作成又は取得した文書を本件対象文書であると特定し、この他に対象文書は存在しない旨説明する。

ア 本件対象文書の特定について

当審査会において諮問実施機関に対し実施機関における審査請求に係る事務の流れについて確認したところ、広島県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成28年広島県公安委員会規則第6号。以下「公安委員会審査請求規則」という。）に基づき、処理を行っているとのことであった。当該規則及び本件対象文書を見分したところ、公安委員会審査請求規則に従って文書が作成されていたことから、実施機関が本件請求に対し、本件対象文書を特定したことは妥当である。

イ 本件対象文書以外の対象文書の有無について

審査請求人は、補正書において、本件対象文書以外に「2019年8月3日付けの公開質問状と2019年9月10日付けの不服申立、さらに2019年12月24日の〇〇での記録・資料なども含まれる」と主張している。このことから、当審査会において本件対象文書を見分したところ、審査請求人の主張する「2019年8月3日付けの公開質問状と2019年9月10日付けの不服申立」は、本件対象文書1の中に含まれていた。

一方、審査請求人の主張する「2019年12月24日の〇〇での記録・資料（以下「2019年12月24日の記録・資料等」という。）」は本件対象文書に含まれていなかった。しかしながら、審査請求人の請求内容には「令和3年12月15日付け広公委第2282号及び同日付け広公委第2287号の裁決書に係る審査請求に関し、審査庁（広島県公安委員会）が審査請求の受理から裁決に至るまでに作成又は取得した文書すべて」と記載されているところ、2019年12月24日の記録・資料等は、本件対象期間外の情報であり、前記アのとおり、実施機関においては公安委員会審査請求規則に

従って文書を作成又は取得しており、本件対象文書に2019年12月24日の記録・資料等は含まれないと考えられる。また、当審査会において本件対象文書を見分したところ、2019年12月24日の記録・資料等が本件対象文書となり得る特段の事情も見受けられなかった。

以上のことから、2019年12月24日の記録・資料等について実施機関が本件請求に含まれないと判断したことは不合理とはいえない。

さらに、本件対象文書以外に本件請求に係る対象文書の存在をうかがわせる事情は見当たらないため、本件対象文書以外に本件請求の対象となる行政文書を作成又は取得をしていないという諮問実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

ウ 小括

以上のことから、実施機関が本件請求に係る対象文書として本件対象文書を特定したことは妥当である。

(2) 本件対象文書における不開示情報該当性について

ア 条例第14条第3号の不開示情報該当性について

条例第14条第3号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（略）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としているが、同号ただし書で例外的に開示するものとして、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を掲げている。

諮問実施機関は、本件処分2において、警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影の部分（以下「本件不開示部分」という。）については、審査請求人以外の者から収集した個人情報であり、審査請求人以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第14条第3号ただし書に該当せず、これを開示することになると、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第14条第3号に

規定された不開示情報（個人情報）に該当することから不開示とした旨説明する。

警察官の氏名及び印影については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるから、条例第14条第3号本文の不開示情報に該当することは明らかである。

次に、条例第14条第3号ただし書イの「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に当たるかどうかが問題となるが、実施機関では慣行として警部以上の階級にある警察官の氏名を公にしており、本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分に記載された警察官は全て警部補以下の階級にある者であるから、同号ただし書イには該当しない。

したがって、本件不開示部分の氏名及び印影は条例第14条第3号本文の不開示情報に該当すると認められる。

イ 条例第14条第7号の不開示情報該当性について

（ア）諮問実施機関による説明

諮問実施機関に対して、警察電話番号について確認したところ、次のとおりであった。

a 警察電話の運用等の根拠

警察電話については、警察電話要則（平成14年警察庁訓令第13号）及び広島県警察電話の運用要領の制定について（平成30年11月27日付け総務部長通知）を根拠として運用しているものであり、その目的は、同要則第1条により、「警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を図るため」と規定されており、主には警察の連絡・調整事務のために使用をしているものである。

b 警察電話の使用の範囲

同要則第2条第1項により、「警察電話による通信は、警察職員が警察の責務を遂行するため必要な事項をその内容としたものでなければならない。」と規定され、原則として警察職員をその対象とし、部外者の使用については、同要則第3条により厳格に制限している。

c 警察電話と警察以外の一般加入電話等との通信方法

一般加入電話等から警察電話への通信については、一般回線の代表電話により交換室を介して転送されないと通信することはできない。

なお、警察電話からの一般加入電話等への通信については、原則として交換室を介することなく、直接通信可能である。

(イ) 公表されている電話番号について

当審査会において調査したところ、本件処分に係る通知書の「担当部署」欄に警察電話番号が記載されているほか、実施機関のホームページには、連絡先として内線番号（警察電話番号）を掲載している例があった。

そこで、どのような場合に実施機関以外の部外者に警察電話番号を示すのかについて諮問実施機関に確認したところ、業務に対する質疑など、県民等部外の者からの問合せなどが想定される場合に記載している場合があるということであった。しかしながら、そのことをもって警察電話番号を公表しているということではなく、当該業務に関わりのある、あるいは、当該業務に関する質疑や問合せ等を行う必要がある県民等に対して、利便性を考慮し、必要性を認めて明示しているものである旨説明があった。

(ウ) 条例第14条第7号該当性について

条例第14条第7号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、（略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とすることを定めている。

a 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項において、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。」旨規定されている。諮問実施機関は、このような責務規定の下で運用されている警察電話について、上記（ア）のとおり、警察の連絡・調整事務のために使用するもので、使用者は原則として警察職員に限られており、一般電話回線等からの架電も交換室を介してのみ可能とされているなど、厳格に運用されている旨説明する。

さらに、当審査会が確認したところ、上記（イ）のとおり、実施機関においては警察電話番号を部外者に対して明示することもあるが、それは、当該部外者との関係や必要性を考慮し、一定の場合に限って行われている。

b 上記 a のような実施機関における警察電話の運用実態や、取締りや

許認可等、県民の権利利益に影響を及ぼす警察業務の特殊性に鑑みると、本件対象文書で不開示とされた警察電話番号を公にすると、警察の捜査や事務を妨害する目的で電話をかけ続けるといった行為等によって、警察電話本来の使用目的である警察の業務上の連絡・調整事務に著しい支障を及ぼすこととなり、警察業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問実施機関の説明は首肯できるところである。

したがって、警察電話番号は、条例第14条第7号の不開示情報に該当する情報であると認められる。

ウ 小括

以上のことから、実施機関が本件処分2を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 1

本件対象文書 1

(1) 令和 3 年12月15日付け広公委第2282号に係るもの
ア 審査請求受付簿（総 2 - 1）
イ 令和 2 年 2 月19日付け審査請求書
ウ 補正命令書（令和 2 年 2 月26日付け広公委指令第403号）
エ 令和 2 年 3 月18日付け補正書
オ 弁明書(令和 2 年 5 月18日付け広指第61号)
カ 弁明書(令和 2 年 5 月18日付け広交指第52号)
キ 令和 2 年 6 月29日付け反論書
ク 令和 3 年 7 月26日付け答申（2 広情個審第 3 号）
ケ 裁決書(令和 3 年12月15日付け広公委第2282号)
(2) 令和 3 年12月15日付け公委第2287号に係るもの
ア 審査請求受付簿(総 2 - 2)
イ 弁明書(令和 2 年 5 月18日付け広交指第53号)
ウ 弁明書(令和 2 年 5 月18日付け広監第63号)
エ 弁明書(令和 2 年 5 月18日付け広交指第54号)
オ 令和 3 年 7 月26日付け答申（2 広情個審第 4 号）
カ 裁決書(令和 3 年12月15日付け広公委第2287号)

別表 2

本件対象文書 2

(1) 令和 3 年12月15日付け広公委第2282号に係るもの
ア 公安委員会の決裁に付す案件について（伺い、起案日：令和 2 年 3 月24 日）
イ 行政処分（自己情報部分開示決定処分等）に係る審査請求の受理及び「審理官」の指名について（報告・伺い、起案日：令和 2 年 4 月 1 日）
ウ 行政不服審査法に基づく弁明書等の提出要求について（伺い、起案日：令和 2 年 4 月 1 日）
エ 行政不服審査法に基づく弁明書の送付について（伺い、起案日：令和 2 年 5 月19日）
オ 公安委員会の決裁に付す案件について（伺い、起案日：令和 2 年 6 月29 日）

日) カ 広島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（伺い、起案日：令和2年7月6日） キ 広島県情報公開条例の規定に基づく審査請求の諮問に対する答申を公安委員会の決裁に付す案件について（伺い、起案日：令和3年8月16日） ク 広島県情報公開条例の規定に基づく審査請求の諮問に対する答申について（伺い、起案日：令和3年8月30日） ケ 公安委員会の決裁に付す案件について（伺い、起案日：令和3年11月8日） コ ○○に係る自己情報不存在決定等の取消しを求める審査請求事案の裁決書（案）について（伺い、起案日：令和3年12月13日）
(2) 令和3年12月15日付け広公委第2287号に係るもの ア 公安委員会の決裁に付す案件について（伺い、起案日：令和2年3月24日） イ 行政処分（行政文書不存在等）に係る審査請求の受理及び「審理官」の指名について（報告・伺い、起案日：令和2年4月1日） ウ 行政不服審査法に基づく弁明書等の提出要求について（伺い、起案日：令和2年4月1日） エ 行政不服審査法に基づく弁明書の送付について（伺い、起案日：令和2年5月19日） オ 公安委員会の決裁に付す案件について（伺い、起案日：令和2年6月29日） カ 広島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（伺い、起案日：令和2年7月6日） キ 広島県情報公開条例の規定に基づく審査請求の諮問に対する答申を公安委員会の決裁に付す案件について（伺い、起案日：令和3年8月16日） ク 広島県情報公開条例の規定に基づく審査請求の諮問に対する答申について（伺い、起案日：令和3年8月30日） ケ 公安委員会の決裁に付す案件について（伺い、起案日：令和3年11月8日） コ ○○に係る行政文書不存在決定等の取消しを求める審査請求事案の裁決書（案）について（伺い、起案日：令和3年12月13日）

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年12月14日	・ 諮問を受けた。
令和 6 年 3 月28日 (令和 5 年度第11回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 4 月25日 (令和 6 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 5 月30日 (令和 6 年度第 2 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 6 月27日 (令和 6 年度第 3 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 2 部会】

石 井 誠一郎 (部 会 長)	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 崎 俊 恵	広島修道大学教授